

高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方へ

令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変わりました
 対象の方： **令和7年4月1日以降に60歳に達した日**（その時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日）**を迎えた方が対象となります。**

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。**令和7年4月1日以降支給率が変わりました。**

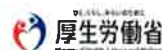
令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下 （61%以下）	各月に支払われた賃金額の10% （15%）
64%超75%未満 （61%超75%未満）	各月に支払われた賃金額の10% （15%） から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給



詳細についてはこちらをご覧ください。

※（）内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
 ※支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。



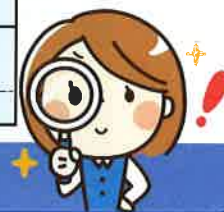
労働局・ハローワーク

令和7年度雇用保険料率のご案内

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

事業の種類	負担者	①労働者負担	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業		5.5/1000	9/1000	14.5/1000
(令和6年度)		6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1000	10/1000	16.5/1000
(令和6年度)		7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業		6.5/1000	11/1000	17.5/1000
(令和6年度)		7/1000	11.5/1000	18.5/1000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



詳細は、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

商工会議所の無料法律相談

- 実施日：毎月第1～3金曜日（8月・祝日除く）
- 時間：午後1時～4時（1人30分）
- 会場：東商豊島支部

事前予約制
☎お電話で
ご予約下さい

※相談できる内容は事業に関するものとなります。

挑みつづける、変わらぬ意志で。

東京商工会議所 豊島支部

TEL. 03-5951-1100

豊島区西池袋2-37-4としま産業振興プラザ4階
池袋駅西口徒歩約10分・池袋駅南口徒歩約7分

※会員・非会員を問わずご利用できます

今日も一日安全
運転で！
信頼の地元業者



江原運送株式会社
TEL03(3971)0990
FAX03(3987)6840

**年金・労務問題で
お困りですか？**

無料 年金・労務相談

豊島産業協会では月に一度（8月・1月を除く各月第2火曜日の午後）社会保険労務士年金アドバイザーによる、「年金・労務相談」を開設しております。

詳しくは事務局まで

豊島産業協会

TEL03-3981-1540